

西蒲民商ニュース

2021年4月26日号

西蒲区巻甲2573-5

TEL 0256・72・3372

FAX 0256・72・3321

県・市が飲食店に時短要請

全ての中小業者に補償を求めます！

新潟県・市は、4月16日、コロナ対策として飲食店に時短要請を出しました。これ以上「飲食店や中小業者を苦しめないで」という気持ちですがこの制度を使って商売を継続していきましょう。

(時短要請協力金内容)

◎対象者、市内のスナック、バー、居酒屋などの飲食店やカラオケ店

◎4月21日(水)0時～5月9日(日)24時までの期間、午前5時～午後9時まで(酒類は8時)の時短要請に応ずること。

◎時短要請の支給額。19日間で47・5万円から380万円まで

◎支給例

前年度の売上が一日当たり8万3333円以下の場合(年間3042万円以下)

一日当り2・5万円×19日＝47・5万円

*売上減少額方式も選択できます。

申請方法は5月10日以降に公表されます。

*とりあえずこうしたチラシを店に貼って写真をとっておきましょう。

当店をご利用のお客様へ

新潟県の要請に基づき、感染症拡大防止のため、当店では下記のとおり時短営業します。

【実施期間】4月21日～5月9日

17:00	～	23:00
時短営業期間中の閉店時間	～	時短営業期間中の閉店時間
17時00分	～	21時00分
ただし、		は休業します。

お客さまにおかれましては、ご理解のほど、よろしくお願いたします。

施設名	欧風食堂フル
住所	新潟市中央区古町通7番町1010番地 (責任者:新潟 太郎)

新商連40回婦人部総会開く

4月18日、右総会が開かれ、29人が参加、西蒲民商から海藤幹事(土木)と石田事務局が参加しました。婦人部から4人が発言、西蒲民商婦人部は年間増勢を達成しました。コロナ禍でたいへんですが、商売の継続・発展、婦人部増勢に向けて活動を行っていきます。



労働保険の年度更新、新規加入を

労働保険(労災保険、雇用保険)は、労働災害や従業員を雇うときに、加入しなければなりません。従業員は、正社員、パート、アルバイト等です。

- ① 仕事中のケガや病気、災害、通勤中の事故
- ② 従業員の失業に伴う補償が受けられます。
- ③ 事業主が災害の危険がある場合は特別加入が出来ます。今年の雇用保険の料率は昨年と同じです。

納税猶予、換価猶予の相談は民商へ！

確定申告は、終了しましたが税金が高くて納められない業者がいます。Aさん(スナック)は、今年の確定申告で、30万円の消費税が支払えず困っていました。民商に相談し、換価猶予申請書と財産収支状況表を作って税務署に行き、月三万円ずつの納入にすることにしました。